

寒川町町税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月28日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 15 号

寒川町町税条例等の一部を改正する条例

(寒川町町税条例の一部改正)

第 1 条 寒川町町税条例(昭和 60 年寒川町条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 27 条の 3」を「第 27 条の 4」に改める。

第 9 条中「得た金額」の次に「に、10 万円を加算した金額」を加える。

第 11 条第 1 項の表中「第 292 条第 1 項第 4 号の 5」を「第 292 条第 1 項第 4 号の 2」に改める。

第 14 条第 1 項中「第 4 条の 7」を「第 4 条の 3」に改める。

第 20 条中「第 10 条の 2 の 12」を「第 10 条の 2 の 15」に改める。

第 20 条の 3 の見出し及び同条第 1 項中「第 349 条の 3 第 28 項」を「第 349 条の 3 第 27 項」に改め、同条第 2 項中「第 349 条の 3 第 29 項」を「第 349 条の 3 第 28 項」に改め、同条第 3 項中「第 349 条の 3 第 30 項」を「第 349 条の 3 第 29 項」に改める。

第 27 条の 3 を第 27 条の 4 とし、第 27 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(現所有者の申告)

第 27 条の 3 現所有者(法第 384 条の 3 に規定する現所有者をいう。以下この条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から 3 月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補

充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

第 41 条第 1 項第 3 号中「第 27 条」を「第 27 条、第 27 条の 3」に改める。

附則第 7 項第 1 号中「第 20 条」を「第 17 条第 4 号」に、「宅地評価土地をいう」を「宅地比準土地をいう」に改め、第 11 項第 2 号を削り、同項第 3 号中「第 15 条第 2 項第 6 号」を「第 15 条第 2 項第 5 号」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「第 15 条第 33 項」を「第 15 条第 30 項」に、「ホまで」を「ニまで」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号中「第 15 条第 33 項」を「第 15 条第 30 項」に、「及びロ」を「、ロ及びハ」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 6 号中「第 15 条第 33 項」を「第 15 条第 30 項」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 7 号中「第 15 条第 44 項」を「第 15 条第 38 項」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 8 号中「第 15 条第 45 項」を「第 15 条第 39 項」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 9 号中「第 15 条第 47 項」を「第 15 条第 41 項」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 10 号を同項第 9 号とし、同項第 11 号を同項第 10 号とする。

(寒川町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 寒川町町税条例等の一部を改正する条例(令和 2 年寒川町条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち、寒川町町税条例附則第 11 項第 11 号の改正規定中「第 11 項第 11 号」を「第 11 項第 10 号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中寒川町町税条例第 9 条の改正規定 令和 3 年 1 月 1 日

(2) 第 1 条中寒川町町税条例第 11 条第 1 項及び第 14 条第 1 項の改正規定 令和 4 年 4 月 1 日

(町民税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町町税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の町民税に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 5 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)附則第 15 条第 2 項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 33 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 新条例第 27 条の 3 及び第 41 条第 1 項第 3 号の規定は、施行日以後に、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 384 条の 3 に規定する現所有者であることを知った者について適用する。